

令和7年度行政事業レビュー公開プロセス

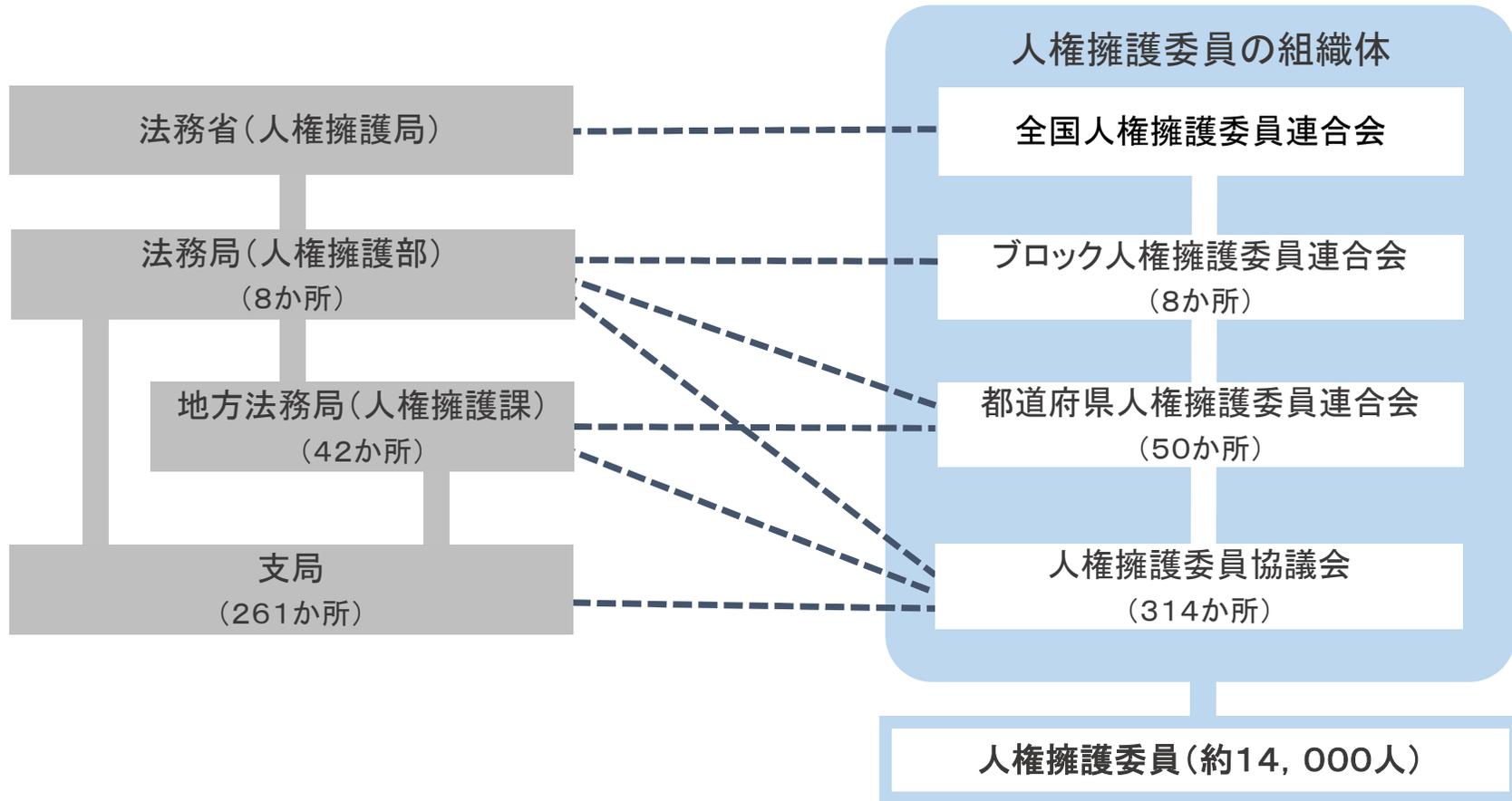
# 人権擁護委員活動の実施

---

法務省人権擁護局

# 法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図 (令和7年4月1日現在)



国民の人権を擁護し、人権尊重思想の普及高揚を図るため、**官民一体**となって活動を展開

# 法務省の人権擁護機関の役割

## 人権啓発活動

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

### 様々な活動手法

- ・ 人権教室
- ・ 人権の花運動
- ・ 企業研修
- ・ シンポジウム、講演会
- ・ テレビ、ラジオ等による放送
- ・ 新聞、広報誌への掲載
- ・ インターネット広告
- ・ ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表



人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」  
(YouTube法務省チャンネル)

## 人権相談活動

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

### 多様な相談ツール

- ・ 面談（常設／特設相談所）
- ・ 電話（みんなの人権110番等）
- ・ メール（SOS-eメール）
- ・ 手紙（子どもの人権SOSミニレター）
- ・ SNS（LINE人権相談）



子どもの人権  
SOS-eメール  
相談入口ページ画面

## 調査・救済活動

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

### 人権侵犯事件の措置

- ・ 援助：関係機関等の紹介、働きかけ、法律上の助言
- ・ 調整：被害者等と相手方等との関係の調整
- ・ 要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・ 説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示
- ・ 勧告：人権侵害の加害者等に対する改善の勧告  
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

# 人権擁護委員制度

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱した民間のボランティア
- 様々な分野の人々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設
- 全国の各市町村に約14,000人

諸外国にも例を見ない  
我が国独自の制度

全国の市町村にあまねく配置された人権擁護委員によって、  
地域の実情を踏まえたより身近な人権擁護活動が展開可能



国と人権擁護委員が補完しあい、互いの長所を生かした人権擁護活動を展開

## 使 命

(人権擁護委員法) 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、若し、これが侵害された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

## 委 嘱

市区町村長からの推薦を受け、法務局において弁護士会等に意見を求めるなどして検討した上、法務大臣が委嘱

## 任 期

3年(再任可)

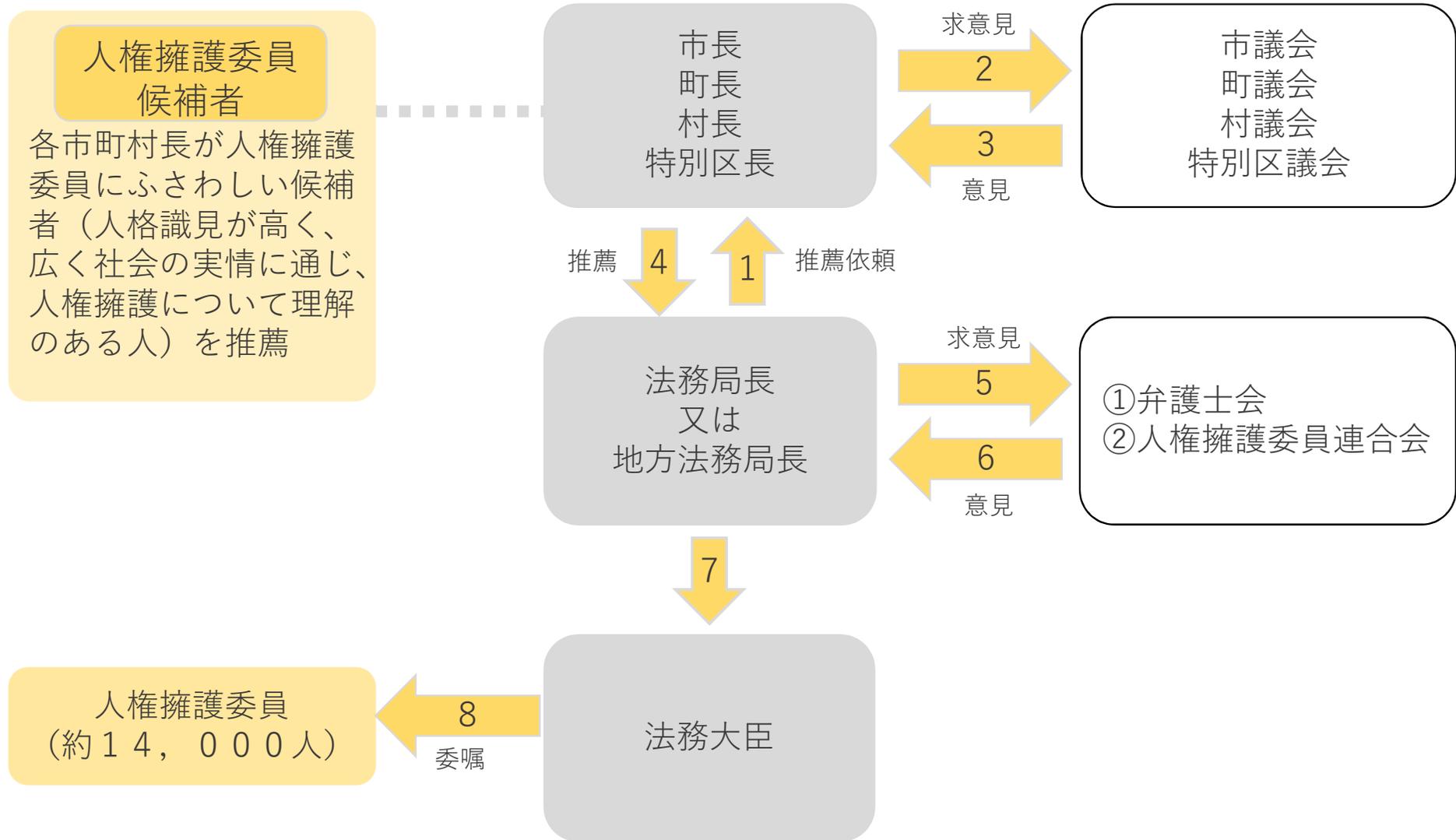
## 年 齢

法律上の年齢制限なし(運用により、原則として初任は68歳まで、再任は74歳まで)

## 給 与

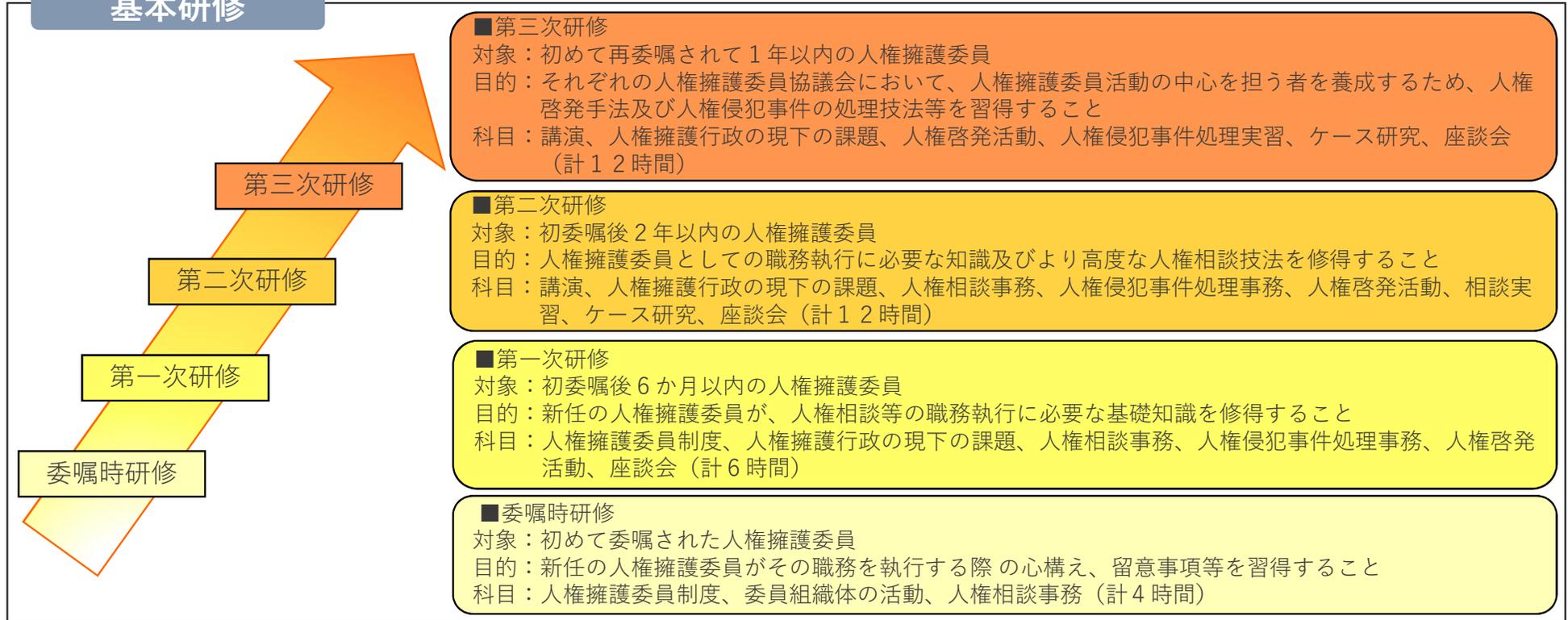
給与は支給されないが、予算の範囲内で、活動を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

# 人権擁護委員の委嘱の流れ



# 人権擁護委員の研修制度

## 基本研修



## その他の研修

### ■人権相談対応研修

- ・カウンセリングやメンタルトレーニングに関する研修

### ■人権擁護委員指導者養成研修

- ・職務の遂行に必要な高度な人権相談技法等に関する研修
- ・法務省にて年1回、約80名を対象に実施

### ■委員組織体が開催する自主研修

こどもの人権問題、職場でのハラスメントなどの様々な人権課題に関する研修を委員組織体自身で企画して実施

### ■人権擁護委員男女共同参画問題研修

8箇所の法務局にて年1回、約300名を対象に実施

等

## 人権擁護委員の活動

- 人権擁護委員は、法務局職員と連携・協力しながら、人権啓発活動、人権相談活動、調査・救済活動を実施
- 人権擁護委員は、特に**人権啓発活動**及び**人権相談活動**で活躍
- 人権擁護委員とその組織体の活動全般の企画・立案、組織体の運営及び関係機関との連絡調整などの「事務局事務」を実施



小学校での人権教室



面談による人権相談



人権擁護委員組織体の事務局の様子

# 人権擁護委員の活動 — 人権啓発活動 —



中学校における人権教室  
(障害者スポーツ体験)



小学校における人権の花運動



スポーツチームと連携した啓発活動



携帯電話会社等によるスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室をWEBで実施



## ● 人権擁護委員による啓発活動従事回数 ●

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
138,675	176,321	207,280	233,082	231,930

# 人権擁護委員の活動 —人権相談活動— (1)

●人権擁護委員による人権啓発活動等、さまざまな機会を捉えた相談窓口の周知



人権教室の実施 17,221回 (令和6年度)



地元テレビ局、ラジオ放送局への出演



全国一斉「人権擁護委員の日」  
特設人権相談所開設

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間のボランティアで  
人権相談や人権思想の普及・啓発活動に携わっています

「人権擁護委員の日」特設人権相談所 2,478か所 (令和6年度)



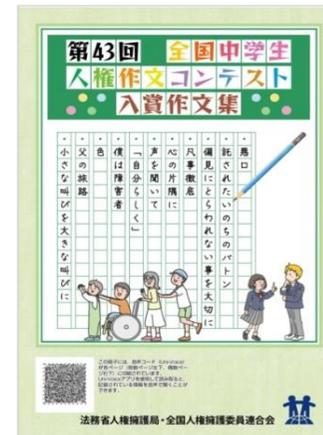
インフルエンサーを活用した広報  
閲覧回数約152万回



法務省人権擁護局公式SNSへの投稿  
(X、LINE、Facebook)  
表示回数 X: 約70万回  
LINE: 約27万回  
Facebook: 約6.7万回  
(令和6年度)



SOSミニレターの配布  
約1,163万枚 (令和6年度)



全国中学生人権作文コンテスト  
参加者736,513名 (令和6年度)



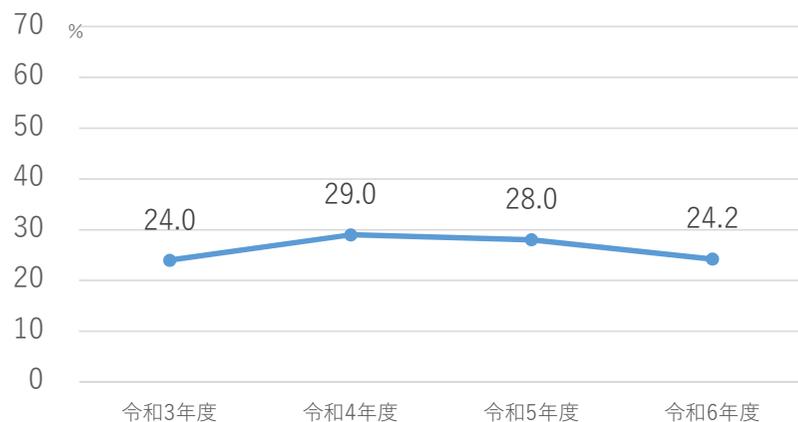
広報ポスター

# 人権擁護委員の活動 —人権相談活動— (2)

## ●人権相談窓口の認知状況の推移

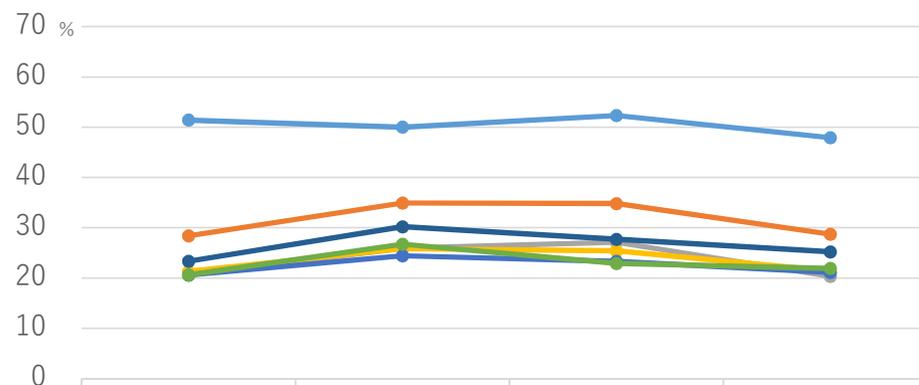
※ 法務局が実施している人権相談の相談方法を8種類提示し「2つ以上知っている」「1つだけ知っている」「知っているものはないが、いずれかについて聞いたことがある気がする」「知らない」のうち、「2つ以上知っている」「1つだけ知っている」と回答した割合（本設問による調査は令和3年度に開始）

認知度の推移（全体）



年代ごとの認知度

年代別の認知度の推移の比較



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10代	51.4	50.0	52.3	47.9
20代	28.4	34.9	34.8	28.7
30代	20.6	25.9	27.1	20.3
40代	21.3	25.8	25.4	21.4
50代	20.6	24.4	23.3	21.1
60代	20.6	26.7	22.9	21.9
70代	23.3	30.2	27.7	25.2

**10代の認知度が最も高い**

全体は24.2%に対し、10代は**47.9%**（令和6年度）

※「聞いたことがある気がする」を含めると、全体は44.1%に対し、10代は**64.9%**（令和6年度）

# 人権擁護委員の活動 —人権相談活動— (3)

●人権擁護委員は、面談、電話、手紙、SNS等さまざまなツールを活用して人権相談を実施



面談



電話



人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間のボランティアで人権相談や人権思想の普及・啓発活動に携わっています

特設人権相談所



手紙 (SOSミニレター)



チャット (LINE)



インターネット

●人権擁護委員による人権相談取扱件数●

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
73,030	70,853	73,202	79,183	74,269

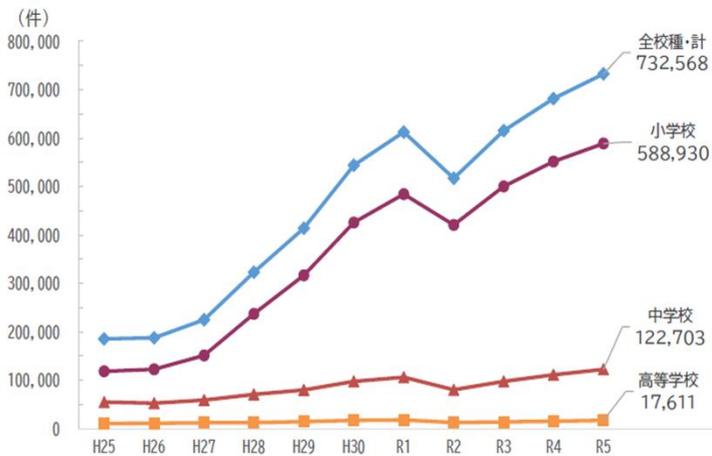
# 昨今の人権課題の状況（1）

## ●子どもを取り巻く状況は依然として深刻

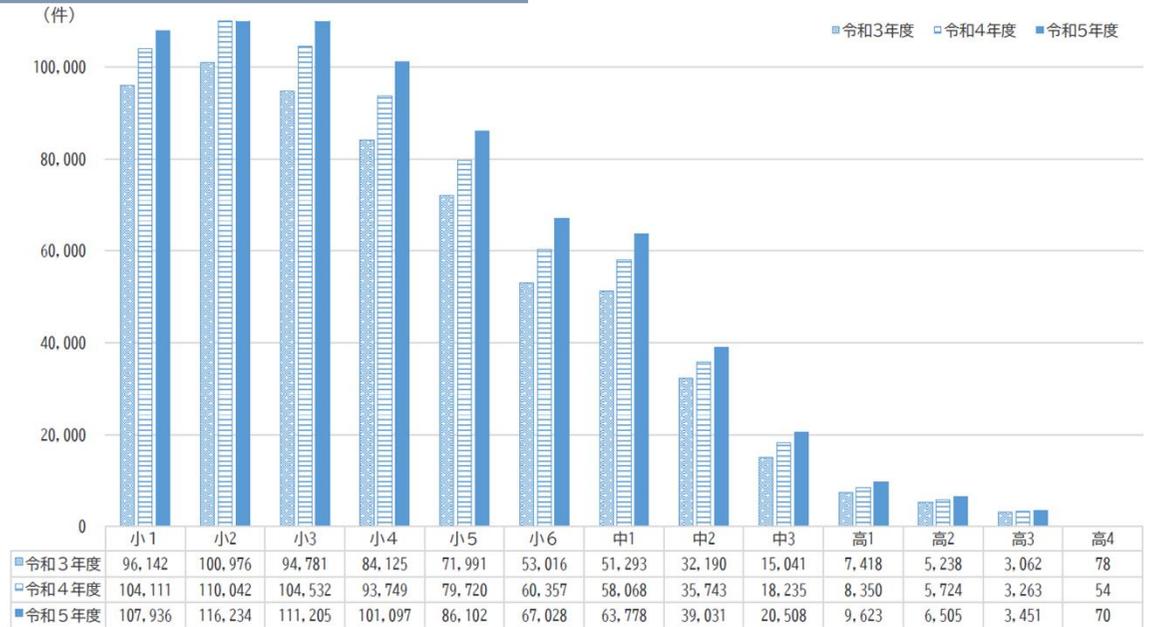
- ・ SNSなどのインターネット上のいじめなど周囲から認知され難いいじめの存在
- ・ 地域社会における人と人とのつながりの希薄化や家庭環境の変化による子どもの見守り機会の減少により児童虐待被害が増加するおそれ

### いじめの認知件数の推移

過去最多



### 学年別 いじめの認知件数

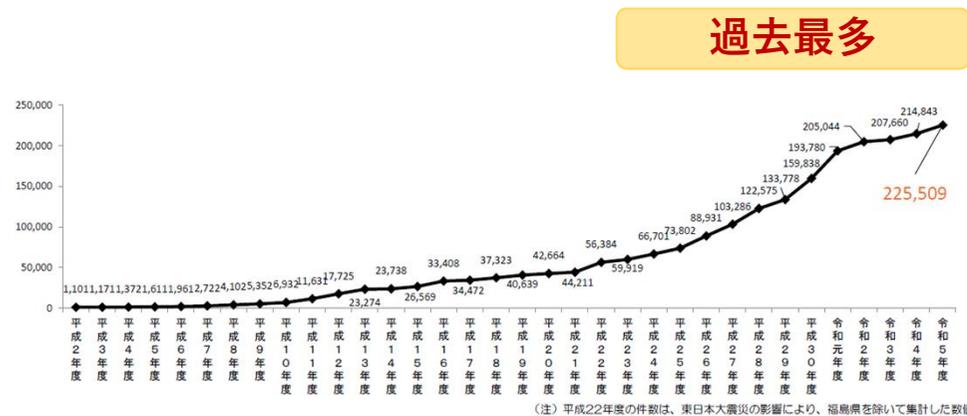


※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

出典：文部科学省ホームページ  
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

# 昨今の人権課題の状況（2）

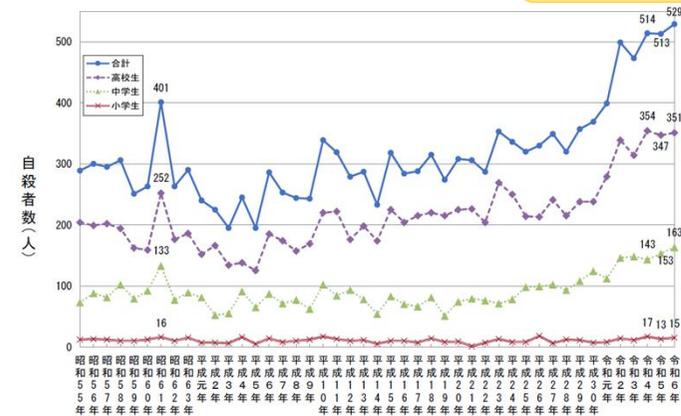
## 児童相談所における児童虐待相談対応件数



出典：こども家庭庁ホームページ「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」

## 小中高生別自殺者数の推移

過去最多



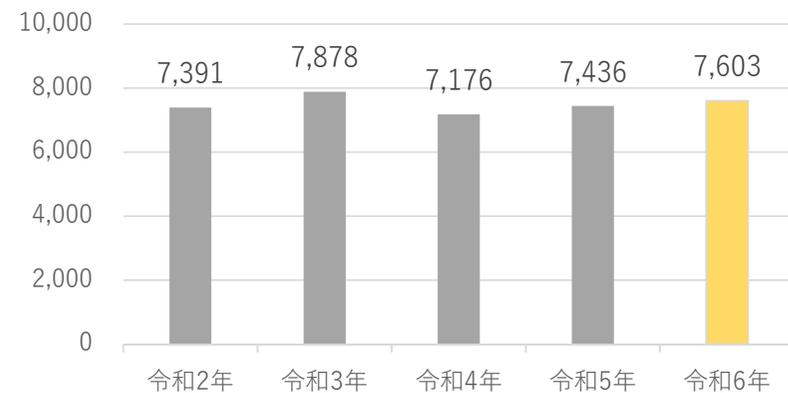
出典：厚生労働省ホームページ「令和6年中における自殺の状況」

## インターネット上の人権侵害

令和6年インターネット上の人権侵害に関する人権相談件数は7,603件と**高止まり**

- (内訳) ・プライバシーの侵害 3,862件
- ・名誉毀損 1,751件
- ・私事性的画像記録 244件
- ・不当な差別的言動 38件
- ・識別情報の摘示 19件
- ・児童ポルノ 19件
- ・その他 1,670件

## インターネット上の人権侵害に関する相談件数



# 昨今の人権課題の状況（3）

## ●社会状況の変化により人権問題の捉え方は変化

### いじめの定義の変遷

#### いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

#### 【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

#### 【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

#### 【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じようとする、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

出典：文部科学省ホームページ

### 性的指向等に関する法律の施行



理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業主等は  
知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性的指向」とは？  
恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向です。

「ジェンダーアイデンティティ」とは？  
自身の性別についてある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

内閣府 HP に  
内閣府 性  
https://www8.cao.go.jp/sex/

#### 各種相談窓口

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関するご相談は  
各種相談窓口においても受け付けています。

#### みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

ご相談はこちらから  
TEL：0570-003-110  
HP：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html

#### インターネット人権相談受付窓口

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付けています。

ご相談はこちらから  
HP：https://www.jinken.go.jp/

出典：内閣府ホームページ

### ハラスメント防止対策の強化

#### 2020年（令和2年）6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務\*となりました！

\*中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。  
※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

#### 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

#### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

##### ◆ 職場におけるパワーハラ

##### ◆ 相談に応じ、適切に対応

##### ◆ 職場におけるパワーハラ

##### ◆ そのほか併せて講ずべき

##### ◆ 事業主に相談等をした労働者

#### ◆ 望ましい取組

望ましい取組についても、貴府の趣旨も踏まえ、積極的な対応をお願いします！

※【\*】の事項については、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

#### ◆ 望ましい取組

望ましい取組についても、貴府の趣旨も踏まえ、積極的な対応をお願いします！

#### ◆ 望ましい取組

\*中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

(注)※の注は職場における「パワーハラスメント」も同様です。

#### ① 事業主及び労働者の責務を法律上明記

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利差取りの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※セクシュアルハラスメントのみ

出典：厚生労働省ホームページ

## 昨今の人権課題の状況（4）

国内の人権状況は、従来からの人権問題である子ども、女性、高齢者や障害者等に対する差別や虐待等の事案、外国人に対する差別に加え、インターネット上の人権問題が大きな社会問題となっているほか、社会状況の変化によって人権問題への捉え方が変わることにより、新たな人権問題が生じるなど、深刻な状況にある。



全国人権擁護委員連合会会長  
メッセージ

人権は発展し続けています。この発展を牽引しているのは、人権を侵害された方々たちです。21世紀の人権は、当事者による当事者のための当事者の人権といわれる所以です。そのために、きのうの常識はきょうの非常識ということも起こり得ます。人権の学びに終わりはありません。学びをやめると、気がつかないうちに人権を侵しかねません。

人権にはさまざまな人権があります。当事者の方も、さまざまな当事者の方がおられます。これらの方々との交わりを通じて、多くの人権を学ぶことができます。ある人権については当事者だが、別の人権については非当事者だということがあります。すべての人は、人権の教え手でもあり、学び手でもあります。

「Myじんけん宣言」をして、いっしょに人権を学んでいきましょう。みんなで力を合わせて、自他の人権を守る側に立つよう努めていきましょう。

# 社会状況の変化への対応（1）

● 地域社会における人と人とのつながりの希薄化により地域の支援基盤との連携の重要性が増している

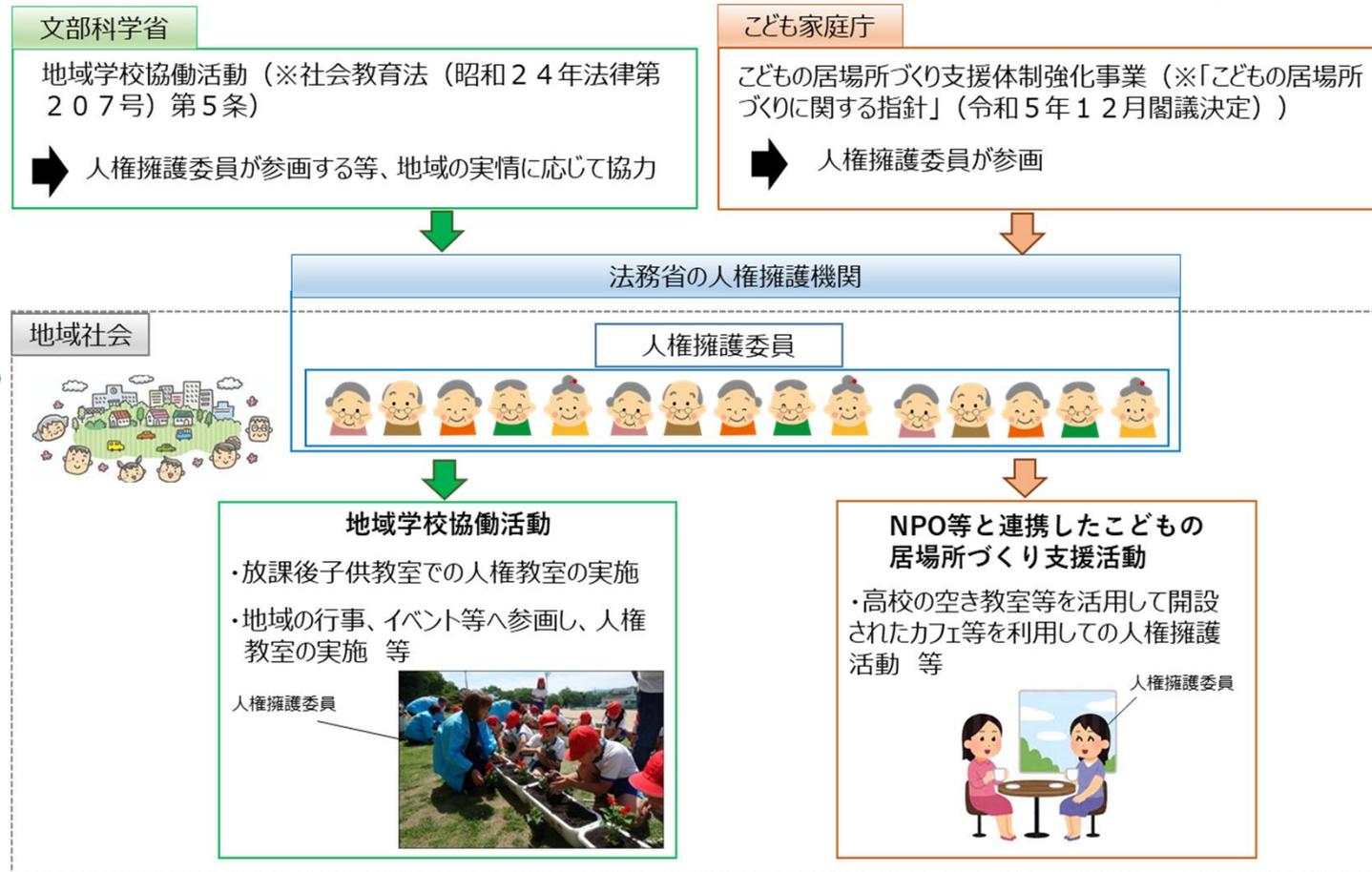
## 地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

## こども・若者を守る地域の支援基盤との連携強化



# 社会状況の変化への対応 (2)

令和7年2月8日 読売新聞 夕刊 1面

令和7年2月8日 読売新聞 夕刊 9面

令和7年5月8日 日本経済新聞 朝刊 31面

## 人権擁護委員が学校訪問

### 虐待いじめ 子どもの相談に

法務省は新年度から、子どもを対象に「放課後子ども教室」を訪ねて、全国に約1万7000か所ある同教室では、地域住民ら協働する中、子どもたちが自ら悩みを語り、問題を早期に把握し、対応を強化するが狙いで、委員が月に1回程度、自治体や小学校などで運営する学校などに派遣し対面相談を実施する。

法務省は新年度から、子どもを対象に「放課後子ども教室」を訪ねて、全国に約1万7000か所ある同教室では、地域住民ら協働する中、子どもたちが自ら悩みを語り、問題を早期に把握し、対応を強化するが狙いで、委員が月に1回程度、自治体や小学校などで運営する学校などに派遣し対面相談を実施する。

## 子どもと対面積極支援

### 顔見える関係 信頼構築

#### 待ちの姿勢 転換

「顔が見える関係、信頼構築」を待ちの姿勢から、子どもと対面積極支援へと転換する。法務省は新年度から、子どもを対象に「放課後子ども教室」を訪ねて、全国に約1万7000か所ある同教室では、地域住民ら協働する中、子どもたちが自ら悩みを語り、問題を早期に把握し、対応を強化するが狙いで、委員が月に1回程度、自治体や小学校などで運営する学校などに派遣し対面相談を実施する。

子どもの人権相談件数  
※法務省調べ

2019年 2020年 2021年 2022年 2023年

## 子どもの悩み、直接拾う

### 交流拠点にボランティア

#### いじめ・虐待、察知早く

法務省は子どもに無料や低額で食事を提供する子ども食堂や地域の交流拠点に人権擁護委員を派遣する取り組みを進め、子どもでいじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。子どもでいじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。子どもでいじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。

子どもの悩みに迅速に対応

子ども食堂  
スタッフと相談  
子ども相談  
人権擁護委員  
全国に約1万4千人  
・人権啓発活動も実施  
いじめ・虐待の恐れ事案を報告  
法務局  
個別対応など要請  
学校  
児童相談所  
時間保護を依頼  
児童相談所

も加わって交流を深め、偏見が学校や児童相談所に対してみや困りごとの相談に乗る。カウんセラーになる。虐待やいじめなど深刻なケースがあれば、地元法務局に報告する。法務局の調査で緊急性があると判断されたら、「人権侵害」と認定されたりすれば、法務年度に対応した虐待件数は

人権擁護委員 市町村長に推薦された人の中から、法相が委嘱する。任期は3年間、全国に約1万4000人いる。人権擁護委員は、法に基づいて、人権侵害の相談や調査などに当たるほか、啓発活動も行う。

「放課後子ども教室」を訪ねて、全国に約1万7000か所ある同教室では、地域住民ら協働する中、子どもたちが自ら悩みを語り、問題を早期に把握し、対応を強化するが狙いで、委員が月に1回程度、自治体や小学校などで運営する学校などに派遣し対面相談を実施する。

法務省は新年度から、子どもを対象に「放課後子ども教室」を訪ねて、全国に約1万7000か所ある同教室では、地域住民ら協働する中、子どもたちが自ら悩みを語り、問題を早期に把握し、対応を強化するが狙いで、委員が月に1回程度、自治体や小学校などで運営する学校などに派遣し対面相談を実施する。

特別支援学校における、いじめの認知件も同年度に73万5568件と過去最高を更新した。24年の小学生の自殺件数は22年と比べて約1.5倍に増加した。514人を亡くした。人権啓発活動も拡充する。これまで法務省は、自治体や小学校などで運営する放課後子ども教室や地域のイベントでも人権啓発活動を実施する。いじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。子どもでいじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。子どもでいじめや虐待の兆候を早期に把握する狙いがある。